

## 検 定 意 見 書

受理番号 104-22		学校 高等学校		教科 商業	種目 財務会計Ⅱ	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
1	23	表	表「2 企業会計基準委員会の公表物」の「第1号 自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」の「平成18年8月11日最終改正」	不正確である。	3-(1)	
2	24	表	「第15号」「工事契約に関する会計基準」「平成19年12月27日」	不正確である。	3-(1)	
3	24	表	「第24号」「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」「平成21年12月4日」	不正確である。	3-(1)	
4	37	7	「〇1年度期末」の「〇1」 以下、37ページ11行「〇1」、45ページ8行目(20×1)、70ページ11行目「×1」等も同様。	表記が不統一である。	3-(4)	
5	38	7 - 8	デリバティブ取引(derivative instruments)	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (デリバティブ取引の英語訳について誤解する。)	3-(3)	
6	61	囲み	「例2」の「解答」の全体	生徒にとって理解し難い表現である。 (解答に日付がなく、いつのものか分からない。)	3-(3)	
7	96	3	当期の工事収益＝工事収益総額×当期までの実際工事原価/完成までの工事原価総額-前期までの工事収益総額	生徒にとって理解し難い表現である。 (97ページ、100ページにある当期の工事収益の算出方法が、異なる方法で解説されており理解し難い。)	3-(3)	
8	199	表	「連結精算表」の右側「連結財務諸表」の「連結株主資本等変動計算書(一部)」の「配当金」	表記が不統一である。 (188ページ「連結株主資本等変動計算書」の「剰余金の配当」)	3-(4)	
9	199	表	「連結精算表」の全体	表記が不統一である。 (180ページ「連結精算表」の全体)	3-(4)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検 定 意 見 書

受理番号 104-23		学校 高等学校		教科 商業	種目 財務会計Ⅱ	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
1	12	2	現在価値 以下、296ページ1行目「現在価値」、 297ページ上囲み「現在価値」等も同 様。	表記が不統一である。 (66ページ19行目「割引現在価値」)	3-(4)	
2	41	13 - 16	ヘッジ対象に係る損益とヘッジ手段に 係る損益を同一の会計期間に認識し、 ヘッジの効果を会計期間に認識し、ヘ ッジの効果を会計に反映させるための 特殊な会計処理をヘッジ会計という。	生徒にとって理解し難い表現である。	3-(3)	
3	67	11	「所有者が借手に移転」の「所有者」	誤りである。	3-(1)	
4	67	12	格安購入選択権付きリース 以下、67ページ囲み「所有権移転ファ イナンス・リース取引」の下「格安購 入選択権付きリース」も同様。	誤記である。	3-(2)	
5	86	囲み	「練習問題2」3行目「(2) 第1回 度」の「第1回度」	誤記である。	3-(2)	
6	102	囲み	「定額法」と「利息法」のグラフ	生徒にとって理解し難いグラフである。 (軸の説明がなく理解し難い。)	3-(3)	
7	137 - 139		「②受託販売」の全体	生徒にとって理解し難い表現である。 (受託販売の内容について理解し難い。)	3-(3)	
8	187	囲み	「発行・買入に係るキャッシュ・フ ロー」の「買入れ」	誤りである。	3-(1)	
9	198	3 - 4	統合されることという	脱字である。	3-(2)	
10	199	囲み	「吸収合併」の下「合併前」のイラス ト 以下、199ページ「新設合併」の「合 併前」のイラストも同様。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (合併前の内容であるかのように誤解する。)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検 定 意 見 書

受理番号 104-23		学校 高等学校		教科 商業	種目 財務会計Ⅱ	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
11	200	囲み	「株式交換」の下「株式交換前」のイラスト	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (株式交換前の内容であるかのように誤解する。)	3-(3)	
12	200	囲み	「株式移転」の下「株式移転前」のイラスト	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (株式移転前の内容であるかのように誤解する。)	3-(3)	
13	281	囲み	中囲みの仕訳「(借)持分法による投資損益×××」の下の「営業外収益」	誤りである。	3-(1)	
14	291	3	第3編では	誤記である。	3-(2)	
15	300	囲み	「例1」の「解説」の全体	生徒にとって理解し難い表現である。 (300ページ6行目「株価収益率」の式と照らして。)	3-(3)	
16	301	囲み	「例2」の「解説」の全体	生徒にとって理解し難い表現である。 (301ページ4行目「株価純資産倍率」の式と照らして。)	3-(3)	
17	302	囲み	「例3」の「解説」の全体	生徒にとって理解し難い表現である。 (302ページ4行目「株価売上高倍率」の式と照らして。)	3-(3)	
18	303	囲み	「例4」の「解説」の全体	生徒にとって理解し難い表現である。 (303ページ4行目「株価キャッシュ・フロー倍率」の式と照らして。)	3-(3)	
19	318	吹き出し	「自己資産は、純資産から新株予約権と非支配株主持分を差し引いた金額となるんだよ。」の「自己資産」	誤りである。	3-(1)	
20	323	側注②	4-5行目「監査等委員会設定会社」	誤記である。	3-(2)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検 定 意 見 書

受理番号 104-24		学校 高等学校		教科 商業	種目 財務会計Ⅱ	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
1	1 -	326	Chapter 1 からChapter19の全体	学習指導要領に示す内容の取扱いに照らして、扱いが不適切である。 (内容の取扱いの(1)のアの「考察や討論を行う学習活動を通して、企業の財政状態や経営成績などの把握と会計情報の活用ができるようにすること。』)	2-(1)	
2	1 -	326	Chapter 1 からChapter19の全体	学習指導要領に示す内容の取扱いに照らして、扱いが不適切である。 (内容の取扱いの(1)のエの「基本的な会計用語については、英語表記に慣れ親しむことができるよう留意して指導すること。』)	2-(1)	
3	7	表	「貸借対照表」の「(3)投資その他の資産」の説明文の「投資および他に該当しないもの」	生徒にとって理解し難い表現である。	3-(3)	
4	24	側注02)	2,500円÷100,000円×100=2.5% 以下、24ページ側注02)「3,000円÷150,000円×100=2%」,「4,200円÷200,000円×100=2.1%」も同様。	誤りである。	3-(1)	
5	31	側注	*「企業会計原則注解注6(1)」参照	生徒にとって理解し難い表現である。 (本文のどの箇所を指しているのか理解し難い。)	3-(3)	
6	32	図	「受託販売勘定」の図の全体	生徒にとって理解し難い表現である。 (33ページ27行目から31行目の「受託販売勘定」の内容と違い理解し難い。)	3-(3)	
7	36	側注01)	貨物引換証	誤りである。	3-(1)	
8	37	側注05)	「側注05)」内の「(1)」「(3)」	表記が不統一である。 (37ページ1行目「①貨物代表証券受取時」の「①」と23行目「③商品引取時」の「③」。)	3-(4)	
9	43	12	3. 売上値引は決算に際して売上と相殺する。	生徒にとって理解し難い表現である。 (記述の根拠が分からない。)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検 定 意 見 書

受理番号 104-24		学校 高等学校		教科 商業	種目 財務会計Ⅱ	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
10	46	20	18,000円×3,600円+5,400円/12,000円-5,400円=8,100円	誤りである。	3-(1)	
11	96		「(2) 受注制作のソフトウェア」及び「正誤問題」中の「工事契約に関する会計基準」	生徒にとって理解し難い表現である。 (工事契約に関する会計基準は令和3年3月31日に廃止された。)	3-(3)	
12	113	2	「年金基金」及び側注01)「企業が預けた掛け金(年金資産)を運用して退職給付を支給するための機関として信託銀行などが行っています。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (年金基金の仕組みを誤解する。)	3-(3)	
13	114	側注01)	多くの問題	生徒にとって理解し難い表現である。 (問題の意味が分からない。)	3-(3)	
14	138	囲み	「1万円で売るヨ」及び「1万ドルで買いマ〜ス」	生徒にとって理解し難い表現である。 (「ヨ」や「マ〜ス」と語尾をカタカナで書く理由がわからない。)	3-(3)	
15	157	17 - 18	ヘッジ手段から生じる損益をヘッジ対象から生じる損益と同じ会計期間に認識できるようにする会計処理をヘッジ会計といいます。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (全てにヘッジ会計が適用できると誤解する。)	3-(3)	
16	176	14	「任意積立金 30,000」 「05) 」	誤りである。	3-(1)	
17	189 - 194		「Chapter12 企業結合」の全体	学習指導要領に示す内容の取扱いに照らして、扱いが不適切である。 (内容の取扱いの(2)のエの「指導項目の(4)のイについては、吸収合併について扱うこと。」)	2-(1)	
18	227	28	資本余剰金	誤りである。	3-(1)	
19	263	側注01)	あくまでも解答上のテクニックです。	生徒にとって理解し難い表現である。	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検 定 意 見 書

受理番号 104-24		学校 高等学校		教科 商業	種目 財務会計Ⅱ	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
20	296	11	返品調整引当金	誤りである。	3-(1)	
21	297	4	100 (%) 以下, 5行目「100 (%)」, 299ページ 18行目「100 (%)」等も同様。	生徒にとって理解し難い表現である。	3-(3)	
22	307	24 - 25	毎年同額のキャッシュ・フローが永遠 に続く場合の割引現在価値は、「キャ ッシュ・フロー÷割引率」で算定しま す。	生徒にとって理解し難い表現である。 (「キャッシュ・フロー÷割引率」)	3-(3)	
23	312	29 - 30	「株価売上高倍率 (PSR)」と「株価 キャッシュ・フロー倍率 (PCFR)」	生徒にとって理解し難い表現である。 (問題文に照らして理解し難い。)	3-(3)	
24	321	6 - 8	監査報告書には、監査の対象、経営者 の責任、監査人の責任、監査人の意見 を明瞭かつ簡潔に記載することが求め られています。	不正確である。	3-(1)	
25	351	15	(「*9 (⑧8千円-⑩1千円)」の「⑩1千 円」)	誤りである。	3-(1)	
26	351	23	「(貸) 自己株式 200」の「自己株 式」	誤りである。	3-(1)	
27	356	5 - 8	「①開始仕訳」の借方の金額 「200,000」「80,000」「2,860」	誤りである。	3-(1)	
28	356	12	「(貸) 評価差額 800」の「評価差 額」	誤りである。	3-(1)	
29	369	左段	「か行」「株価キャッシュ・フロー比 率」	誤りである。	3-(1)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検 定 意 見 書

受理番号 104-25		学校 高等学校		教科 商業	種目 財務会計Ⅱ	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
1	表見返 1	図	右上の「国際会計基準（IFRS）」	生徒にとって理解し難い表現である。 （17ページ4行目「国際会計基準（IAS）」及び側注⑤との関係。）	3-(3)	
2	1 - 354		第1編から第11編の全体	学習指導要領に示す内容の取扱いに照らして、扱いが不適切である。 （内容の取扱いの（1）のアの「考察や討論を行う学習活動を通して、企業の財政状態や経営成績などの把握と会計情報の活用ができるようにすること。」）	2-(1)	
				」)		
3	3	5	会社責任（アカウンタビリティ）	生徒にとって理解し難い表現である。 （「会社責任」）	3-(3)	
4	283 - 299		「第24章 連結財務諸表（その2）」の全体	生徒にとって理解し難い表現である。 （「第23章 連結財務諸表（その1）」、「第25章 連結財務諸表（その3）」の勘定科目「子会社株式」の表記方法と異なり理解し難い。）	3-(3)	
5	339	18 - 20	「継続価値」の式の全体 以下、342ページの「継続価値」の式も同様。	生徒にとって理解し難い表現である。 （「予測期間」「成長率」の説明が無く理解し難い。）	3-(3)	
6	341	6	株式発行による資本コスト（株主への配当金）	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （株式発行による資本コストについて。）	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検 定 意 見 書

受理番号 104-26		学校 高等学校		教科 商業	種目 管理会計	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
1	表見返 2	囲み	「毎期繰り返される短期の管理会計手続きを学ぶ」の「9章 最適セールス・ミックス」  以下、表見返2の「毎期繰り返される	表記が不統一である。 (「もくじ」と照らして)	3-(4)	
			短期の管理会計手続きを学ぶ」の「10章 予算編成」、表見返2の「時代にそくした新しい問題解決のための管理会計の考え方や方法を学ぶ」の「17章 戦略的コスト・マネジメント」も同			
			様。			
2	表見返 3	囲み	「経営組織」の図の「経営者会議」	生徒にとって理解し難い表現である。	3-(3)	
3	表見返 3	囲み	「経営組織」の図の「財務会計」「管理会計」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (経営組織と誤解する。)	3-(3)	
4	4		「もくじ」の左段28「設備投資と長期利用計画」及び右段15「原価企画の特長」	表記が不統一である。 (142ページ1行目「3 設備投資と長期利益計画」、161ページ1行目「3 原価企画の特徴」)	3-(4)	
5	5 - 184		1編から6編の全体	学習指導要領に示す内容の取扱いに照らして、扱いが不適切である。 (内容の取扱いの(1)のアの「考察や討論を行う学習活動を通して、科学的な根拠に基づいて適切な経営管理に取り組むことができるようにすること。	2-(1)	
				」)		
6	12	囲み	イラストの吹き出し「原価管理や予算管理を行ううえでは、直接原価計算という手法が普及しています。」	生徒にとって理解し難い表現である。 (原価管理と直接原価計算との関係。)	3-(3)	
7	34		「例題9」の全体	生徒にとって理解し難い表現である。 (「専門スタッフ」、「サポートスタッフ」)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検 定 意 見 書

受理番号 104-26		学校 高等学校		教科 商業	種目 管理会計	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
8	43	6	固定製造費 以下、43ページ8行目「固定製造費」も同様。	表記が不統一である。 (43ページ囲み「全部原価計算の場合」の「固定製造原価」, 「直接原価計算の場合」の「固定製造原価」。)	3-(4)	
9	47	18	変動製造費	表記が不統一である。 (43ページ囲み「全部原価計算の場合」の「変動製造原価」, 「直接原価計算の場合」の「変動製造原価」。)	3-(4)	
10	62	グラフ	「スキャッターグラフ法」の「グラフ」	生徒にとって理解し難いグラフである。 (グラフのX軸, Y軸が何を表しているか分からない。)	3-(3)	
11	62	21	これらの点の真中を通る直線(傾向線)をグラフ上にかき	生徒にとって理解し難い表現である。 (直線の引き方の説明が不足しており理解し難い。)	3-(3)	
12	63	3 - 4	各点(x, yの組み合わせ)と傾向線との距離の総和が最小になるよう線を引くと考えればよい。	生徒にとって理解し難い表現である。 (「傾向線との距離の総和」)	3-(3)	
13	63	8 - 9	$\Sigma y=a \Sigma x+nb$ $\Sigma xy=a \Sigma x^2+b \Sigma x$	生徒にとって理解し難い表現である。 (「 $\Sigma$ 」の説明が無く理解し難い。)	3-(3)	
14	69	表	「貢献利益図表」の縦軸	生徒にとって理解し難い表である。 (表の縦軸が何を表しているか分からない。)	3-(3)	
15	81 - 83		例題2	生徒にとって理解し難い表現である。 (グラフのX軸, Y軸が何を表しているか分からない。また, Zが分からない。)	3-(3)	
16	84	14 - 15	製品Xおよび製品Yの需要は十分に存在する。	生徒にとって理解し難い表現である。 (81-83ページの「線形計画法」の説明では, 需要に関する記述が無く理解し難い。)	3-(3)	
17	106	6	差異原因を明らかにできるとは限られない。	誤記である。	3-(2)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検 定 意 見 書

受理番号 104-26		学校 高等学校		教科 商業	種目 管理会計	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
18	108	14	2,400kg	誤記である。	3-(2)	
19	126	23	「投下資本利益率」の解答「36.80%」 以下、126ページ26行目「38.50%」, 127ページ2行目「34.60%」, 146ページ30行目「15%」, 31行目「7.5%」も同様。	誤りである。	3-(1)	
20	132	4 - 5	戦略的意思決定や非経常的・非定型的な意思決定は、複数の問題解決案を考慮して行われる。	生徒にとって理解し難い表現である。 (132ページ1-2行目の内容「この章では、比較的短期に実施される業務的意思決定において重要な役割をはたす関連原価分析について学習しよう。」や135-137ページの代替案の評価等の内容との関係が理解し難い。)	3-(3)	
21	136		「2 追加注文を引き受けるかどうかの決定問題」の全体 以下、裏見返5の囲み「追加注文を引き受けるかどうか?」の全体も同様。	生徒にとって理解し難い表現である。 (説明が不足しており理解し難い。)	3-(3)	
22	143	19 - 20	それは各投資案につき、これを実施した場合に資金が何年で回収できるかを計算し、この期間が短い投資案から優先的に採択しようとする方法のことである。	生徒にとって理解し難い表現である。 (「短い投資案から優先的に採択しようとする」の説明が不足しており理解し難い。)	3-(3)	
23	150	18	「割引キャッシュ・フロー法 (discount cash-flow method)」の「discount」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (割引キャッシュ・フロー法の英語訳について誤解する。)	3-(3)	
24	153	14 - 16	一般的には正味現在価値法のほうが好ましいと考えられている。その理由はいくつかあるが、なによりも正味現在価値法は投資案が必要資本利益率(資本コスト)を超えてもたらず余剰金を	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (正味現在価値法のほうが好ましい理由について。)	3-(3)	
			現在の貨幣価値で示すからである。			

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検 定 意 見 書

受理番号 104-27		学校 高等学校		教科 商業	種目 管理会計	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
1	はじめに	20	コストマネジメントの手法 (Chapter 8) 以下, 21行目「コストマネジメントの手法 (Chapter 9)」も同様。	表記が不統一である。 (CONTENTSと照らして)	3-(4)	
2	1 - 256		Chapter 1 からChapter 9 の全体	学習指導要領に示す内容の取扱いに照らして, 扱いが不適切である。 (内容の取扱いの (1) のアの「考察や討論を行う学習活動を通して, 科学的な根拠に基づいて適切な経営管理に取り組むことができるようにすること。	2-(1)	
				)		
3	2	囲み	「経営管理の目的」の「ビジョン」の「そのためのルートはこれだ!」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (ビジョンを誤解する。)	3-(3)	
4	2	側注	「経営管理の目的」の側注01) の2行目「くらのイメージにしておきましょう。」 以下, 側注02) 及び側注03) の「くらのイメージです。」も同様。	生徒にとって理解し難い表現である。	3-(3)	
5	6	囲み	下のイラスト, 左側「外部の利害管理者」	誤記である。	3-(2)	
6	8		計画 (Plan) →実施 (Do) →結果の分析 (Check) →対応策の実施 (Action)	表記が不統一である。 (13ページ7行目「計画⇒実施⇒分析⇒改善」, 113ページ及び132ページ囲み「策定 (Plan) →指導・調整 (Do) →分析 (Check) →改善 (Action)」)	3-(4)	
7	10	24 - 35	「5 管理会計の学習方法」の全体	生徒にとって理解し難い表現である。 (ルールの意味が分からない。)	3-(3)	
8	16	囲み	図の「固定費は原価計算の対象にならない」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (断定的で誤解する。)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検 定 意 見 書

受理番号 104-27		学校 高等学校		教科 商業	種目 管理会計	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
9	27	12 - 14	過去の実績データをグラフ上に記入し、目分量によってそれらのデータの真中を通る原価の平均線を1本引くという方法です。	生徒にとって理解し難い表現である。 (原価の平均線の引き方の説明が不足しており理解し難い。)	3-(3)	
10	30	吹き出し	1,000本集めれば70,000円になるね	生徒にとって理解し難い表現である。	3-(3)	
11	38	囲み	4つの「損益分岐図表」縦軸の単位 以下、39ページ下囲み「損益分岐図表」も同様。	生徒にとって理解し難い表である。 (表の縦軸が何を表しているか分からない。)	3-(3)	
12	46	3	製品1個あたりの変動費	表記が不統一である。 (46ページ4行目「変動費単価」。)	3-(4)	
13	69	24	「4,000,000円 {= (標準配賦率1,200円/時間) の「4,000,000」	誤りである。	3-(1)	
14	88	27 - 30	「①年々の平均ネット・キャッシュ・フローを用いて計算する場合」の全体	生徒にとって理解し難い表現である。 (87ページ側注03)に照らして。)	3-(3)	
15	90	2	増分キャッシュ・インフロー 以下、4行目「増分キャッシュ・インフロー」も同様。	生徒にとって理解し難い表現である。 (「増分キャッシュ・インフロー」という用語を学習しておらず理解し難い。)	3-(3)	
16	93	側注02)	問題文の指示に従って下さい。	生徒にとって理解し難い表現である。 (「問題文の指示」とは何か理解し難い。)	3-(3)	
17	131	囲み	中央囲みの6行目「予算統制始めていきましょう。」	脱字である。	3-(2)	
18	147	3	予算実際差異分析表 以下、152ページ3行目「予算実際差異分析表」も同様。	誤りである。	3-(1)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検 定 意 見 書

受理番号 104-27		学校 高等学校		教科 商業	種目 管理会計	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
19	151	15	変動販売差異	誤記である。	3-(2)	
20	157	16	「事業部間でのセクショナリズムが起 こりやすい」の「セクショナリズム」	生徒にとって理解し難い表現である。	3-(3)	
21	180	吹き出し	今日は牛乳があまりないから牛乳6： コーヒー4に割合を変えたの（配合差 異）	生徒にとって理解し難い表現である。 （配合差異を理解し難い。）	3-(3)	
22	180	吹き出し	あ！うっかりしてカップからあふれち やった！（歩留差異）	生徒にとって理解し難い表現である。 （歩留差異を理解し難い。）	3-(3)	
23	187	2	直接労務費差異を労働歩留差異と労働 能率差異に細分し	生徒にとって理解し難い表現である。 （186ページ12行目「直接労務費の作業時間差異を労働歩留差異と労働能率差異に細分」と異なり理解し難い。）	3-(3)	
24	241	7 - 9	売上原価差異 売上原価価格差異 売上原価数量差異	誤りである。	3-(1)	
25	247	右図	「仕掛品（実際歩留）」勘定の全体	誤りである。	3-(1)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検 定 意 見 書

受理番号 104-28		学校 高等学校		教科 商業	種目 管理会計	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
1	1 - 224		第1編から第7編の全体	学習指導要領に示す内容の取扱いに照らして、扱いが不適切である。 (内容の取扱いの(1)のアの「考察や討論を行う学習活動を通して、科学的な根拠に基づいて適切な経営管理に取り組むことができるようにすること。)	2-(1)	
				」)		
2	7	表	左列の「財務会計」「管理会計」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (原価計算基準に照らして。)	3-(3)	
3	15	側注	最小自乗法は、回帰分析法ともいいます。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (最小自乗法と回帰分析法が同じものと誤解する。)	3-(3)	
4	17	7	「原価発生額¥1,080,000」の8の上にある「5」	誤植である。	3-(2)	
5	18	2 - 4	原価の実績データをグラフに記入していき、これらの点の真ん中を通る原価直線をだいたい目分量で引く方法のことです。	生徒にとって理解し難い表現である。 (直線の引き方の説明が不足しており理解し難い。)	3-(3)	
6	34 - 35		「例6 CVPの感度分析」の全体 以下、39ページ「問3」全体も同様。	生徒にとって理解し難い表現である。 (予定損益計算書は学習しておらず理解し難い。)	3-(3)	
7	59	6	総原価標準	生徒にとって理解し難い表現である。 (59ページ7行目「正常仕損費を別項目として加算した原価標準」との関係。)	3-(3)	
8	65	図	「原料配合差異と原料歩留差異の計算方法」の図の「仕掛品」勘定の借方「X標準配合」と「Y標準配合」 以下、73ページの図「原料配合差異と	生徒にとって理解し難い表現である。 (64ページ11-12行目「実際配合割合における実際投入量である実際消費量」の記述と異なり理解し難い。)	3-(3)	
			原料歩留差異の計算方法」の図の「仕掛品」勘定の借方「X標準配合」と「Y標準配合」も同様。			

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検 定 意 見 書

受理番号 104-28		学校 高等学校		教科 商業	種目 管理会計	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
9	66	上図	「仕掛品-標準減損」の貸方「正常仕損1,500kg」の「正常仕損」 以下、68ページ上図「仕掛品-標準減損」の貸方「正常仕損1,500kg」の「	誤りである。	3-(1)	
			正常仕損」も同様。			
10	66	下図	「仕掛品-実際減損」の貸方「正常減損1,800kg」の「正常減損」 以下、68ページ下図「仕掛品-実際減損」の貸方「正常減損1,800kg」の「	誤りである。	3-(1)	
			正常減損」も同様。			
11	72	囲み	下囲み「月末仕掛品原価（直接材料費分）」の計算「月末仕掛品原価（直接材料費分）＝（正常仕損費を含まない）製品1個あたりの正味標準直接労務費×月末仕掛品数量」の「（正常仕損	誤りである。	3-(1)	
			費を含まない）製品1個あたりの正味標準直接労務費」			
12	93	囲み	計算式中の「全部原価計算の営業利益」，「直接原価計算の営業利益」 以下、97ページ下囲み「全部原価計算の営業利益」，「直接原価計算の営業	誤りである。	3-(1)	
			利益」も同様。			
13	97	囲み	「直接標準原価計算における固定費調整額」の全体 以下、102ページ「問2」全体も同様。	発展的な学習内容であることが明示されていない。	2-(17)	
14	112	表	「予算期末有高」の「金額」欄「5,880,000」	誤りである。	3-(1)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検 定 意 見 書

受理番号 104-28		学校 高等学校		教科 商業	種目 管理会計	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
15	162	27 - 28	回収期間法とは、各案の投資の回収期間を計算し、回収期間の短い投資案を採用する方法です。	生徒にとって理解し難い表現である。 (「回収期間の短い投資案を採用する」の説明が不足しており理解し難い。)	3-(3)	
16	164	9	A案：(¥1,000,000-¥500,000)/ ¥5,000,000×100=10% 以下、10行目「B案：(¥2,000,000- ¥800,000)/¥8,000,000×100=15%」も	誤りである。	3-(1)	
			同様。			
17	171	12	「資本コスト率」「1」「2」「3」 以下、178ページ2行目から5行目「資本コスト率」「1」「2」「3」も同様。	生徒にとって理解し難い表現である。	3-(3)	
18	191	表	「事業部別予定損益計算書」の「事業部貢献利益」の金額欄の下線3か所。	生徒にとって理解し難い表現である。 (185ページ「事業部別予定損益計算書」と表記方法が異なり理解し難い。)	3-(3)	
19	224	11	「ミニテスト」の「問2」「資料」内「受入材料検査費」	表記が不統一である。 (218ページ囲み「品質適合コスト」内「評価原価」の「材料受入検査費」)	3-(4)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検 定 意 見 書

受理番号 104-18		学校 高等学校		教科 商業	種目 観光ビジネス	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
1	表見返 3	2 - 4	それより約200年前…考えられています。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (記述以外の考えが無いかのように読める。)	3-(3)	
2	表見返 3	囲み	下中央の山田羽書の写真の説明文の2行目「貨幣制度がまだなく金や銀で取引をしていた」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (江戸時代に貨幣制度が無かったかのように誤解する。)	3-(3)	
3	10	23 - 24	「神社仏閣のように非営利組織が運営しているものもある。」及び側注②「NPO (Non-Profit Organization)とも呼ぶ。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「神社仏閣」の運営主体を誤解する。)	3-(3)	
4	13	9 - 10	訪日外国人観光客の数は、特に2015年から2020年にかけて急激に増加した。	生徒にとって理解し難い表現である。 (13ページ囲み「訪日外国人観光客数と出国日本人観光客数の推移」のグラフと照らして。)	3-(3)	
5	15	20	国際的な会議を、MICEと総称する 以下、15ページ側注*4の8行目から9行目「国際的な会議の総称である。」も同様。	生徒にとって理解し難い表現である。 (国際的な会議のみと誤解する。)	3-(3)	
6	15	側注* 2	6行目から11行目「これまでに日本では1970年に大阪万博…予定である。」	不正確である。	3-(1)	
7	19 - 21		「2. 日本の観光立国へのあゆみ」の全体	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (2002年より前に観光政策が行われていなかったかのように誤解する。)	3-(3)	
8	20	15 - 16	観光立国推進基本計画…下表のような具体的な数値目標が設けられた。 以下、20ページ囲み表題「観光立国推進基本計画における主な目標値」も同様。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (20ページ囲み「観光立国推進基本計画における主な目標値」に示す内容の全てが「観光立国推進基本計画」で定められたものであるかのように誤解する。)	3-(3)	
			様。			
9	28	右10	日本を訪れよう思うようになる資源	生徒にとって理解し難い表現である。	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検 定 意 見 書

受理番号 104-18		学校 高等学校		教科 商業	種目 観光ビジネス	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
10	31	側注	「旅行業と供給者、旅行者の関係」の図の「商品卸」	生徒にとって理解し難い表現である。 (本文の記述との関係が分からない。)	3-(3)	
11	33	囲み	左上表の「日程」の「1」の「オホーツクバザール」 以下、87ページ24行目「タビジョ」、144ページ囲みのグラフ横軸の「吉夢」	特定の営利企業、商品等の宣伝になるおそれがある。	2-(7)	
			」「鴨川館」も同様。			
12	33	囲み	左上表の「日程」の「2」の「行程」の全体	生徒にとって理解し難い表現である。 (行程が理解し難い。)	3-(3)	
13	33	囲み	中央表の「出発日カレンダー」「基本料金」の全体	生徒にとって理解し難い表現である。 (記述が整理されておらず理解し難い。)	3-(3)	
14	34	11	旅行商品は事前に内容を確認することができない。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (旅行商品が事前に内容を全く確認できないかのように読める。)	3-(3)	
15	36	側注②	契約は、本来当事者同士の合意があれば書面を作る必要はないが、後になって双方の理解の違いが発覚し問題となる場合もある。約款はそれを防ぐために作成されたもので	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (契約と約款の内容を誤解する。)	3-(3)	
16	40	21 - 23	例えばホテルでは、ホテルのグレードが星の数で表されており、立地によってシティホテル、リゾートホテルなどの種類がある。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (ホテルのグレードが星の数で表されていることが一般的であるかのように誤解する。)	3-(3)	
17	43	5 - 6	旅館業法は、宿泊業をホテル営業、旅館営業、簡易宿所営業、下宿営業の4種類に分けており	不正確である。	3-(1)	
18	45	囲み	「三つの接遇の比較」の表の「ホスピタリティ」「おもてなし」の「対価」の「(行為を代金換算する発想はない)」	相互に矛盾している。 (45ページ15行目から16行目「ホスピタリティは…無償で宿泊客に行う行為です。」、19行目から20行目「おもてなしは…無償で宿泊客に行う行為です」)	3-(1)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検 定 意 見 書

受理番号 104-18		学校 高等学校		教科 商業	種目 観光ビジネス	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
19	47	16 - 19	「トレーニング1 こんなときどうする？」の全体	生徒が自ら活動を行えるよう適切な配慮がされていない。 (解答に必要な説明が不足している。)	2-(14)	
20	49	22 - 24	運行については鉄道本部に統括され…運輸部などがある。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (全ての鉄道会社に当てはまるかのように誤解する。)	3-(3)	
21	54	10	購入した当日のみ利用可能です。 以下、54ページ11行目「途中駅での下車は出来ません」も同様。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (全ての切符が記述の扱いであるかのように読める。)	3-(3)	
22	55	12	打切 以下、55ページ19行目も同様。	表記が不統一である。 (54ページ18行目「打切り」。)	3-(4)	
23	62	13 - 14	土産物店は…高速道路のパーキングエリア…拡充・整備されてきた。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (パーキングエリアに土産物店が設置されていることが一般的であるかのように読める。)	3-(3)	
24	63	5 - 7	2000年の新潟県越後妻有地域で行われた…日本でのアートフェスティバルの始まりとされ	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (日本でのアートフェスティバルの始まりについて誤解する。)	3-(3)	
25	72	側注	「都道府県別延べ宿泊者数」のグラフの全体	生徒にとって理解し難い表現である。 (72ページ12行目から13行目に照らして。)	3-(3)	
26	72	囲み	「訪日外国人観光客数と観光消費額」のグラフの凡例「訪日外国人観光客数」「出国日本人観光客数」	誤りである。	3-(1)	
27	77	6 - 9	観光マーケティングの方向性や方針を定めずに、売れるだけ売れば良いという姿勢で観光客を呼び込むと、過度な観光客が詰めかけるオーバーツーリズムという現象を引き起こす。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (オーバーツーリズムを引き起こす要因について誤解する。)	3-(3)	
28	80	7 - 8	マーケティング・ミックスの分析手法	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (マーケティング・ミックスが分析手法であるかのように読める。)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検 定 意 見 書

受理番号 104-18		学校 高等学校		教科 商業	種目 観光ビジネス	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
29	88 - 93		「実習」「もしあなたが地域の観光振興の担当になったら」の全体	生徒が自ら活動を行えるよう適切な配慮がされていない。	2-(14)	
30	94	右27 -28	STP分析について、市場を細分化する三つの要素をカタカナで答えなさい。	生徒にとって理解し難い表現である。 (説明が不足しており理解し難い。)	3-(3)	
31	97	16	日本では52か所	不正確である。	3-(1)	
32	115	14 - 15	重要伝統的建造物群保存地区に指定	不正確である。	3-(1)	
33	116	右4	観光大臣	誤りである。	3-(1)	
34	121	29 - 32	DMOは登録制がとられており、法人格の取得が登録要件になっている。また、データ収集・分析などの専門的な知識を有する専従職員の配置が義務付けられている。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (DMOの条件であるかのように誤解する。)	3-(3)	
35	127	3 - 4	「利用料金の設定などにより、観光地の利用者の数を制限する場合がある。」の「利用料金の設定」の下線及び「事例」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (127ページ囲み「入湯税の増額による観光振興」の内容が観光地の利用者の数を制限する事例であるかのように誤解する。)	3-(3)	
36	127	16 - 17	北海道釧路市では入湯税を…250円に引き上げた。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (全ての施設の入湯税を250円に引き上げたかのように読める。)	3-(3)	
37	131	囲み	「課題を顕在化する観光ビッグデータの活用」の「移動分析」「分布分析」の図の全体	生徒にとって理解し難い図である。 (説明が不足しており、本文との関係が分からない。)	3-(3)	
38	138	囲み	「日本人が知らない外国人観光客に人気の地域資源」の全体	主たる記述と適切に関連付けて扱われていない。	2-(13)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検 定 意 見 書

受理番号 104-18		学校 高等学校		教科 商業	種目 観光ビジネス	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
39	141	19	左段の「第二次世界対戦」の「対戦」	誤記である。	3-(2)	
40	143	10 - 14	「滞在人口率」では…下のグラフが表示される。	生徒にとって理解し難い表現である。 (143ページ囲みのグラフとの関係が分からない。)	3-(3)	
41	143	14 - 19	グラフからは…大型連休や学校が夏休みの時期に観光客が多く、冬の需要が低いことがわかる。	生徒にとって理解し難い表現である。 (グラフからは読み取れない。)	3-(3)	
42	145	12 - 18	「観光資源」「有形の地域資源」「無形の地域資源」の全体	相互に矛盾している。 (139ページ「2 地域資源とは何か」の全体。)	3-(1)	
43	145	囲み	「調査結果を地図に書き込んでまとめてみよう」の左段21行目から22行目「まだ観光地化していない地域資源だと判明した大山千枚田」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (144ページ囲み「地域の観光資源を調べてみよう」では、左段22行目から23行目「観光客が多く訪れている目的地一覧」として、右段22行目「大山千枚田」をあげている。)	3-(3)	
44	145	囲み	左下「1R(100平方メートル)」の「1R」	誤りである。	3-(1)	
45	148	囲み	「SWOT分析を使って地域の将来像を考えてみよう」の左表の「Strength」「Weakness」の「千枚田」 以下、149ページ囲み「ワークショッ	生徒にとって理解し難い表現である。 (「大山千枚田」との関係が分からない。)	3-(3)	
			プを通して…考えてみよう」の図の最上部「千枚田のファンが増える」、最下部「千枚田で味わう」の「千枚田」も同様。			
46	149	側注	写真の説明文「鳥取県の境港漁港（さかいこうぎょこう）」	不正確である。	3-(1)	
47	154	5 - 8	複数の府県にまたがる世界文化遺産・熊野古道…世界文化遺産における文化的景観として登録されました。	生徒にとって理解し難い表現である。 (熊野古道と世界文化遺産の登録との関係が整理されておらず理解し難い。)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検 定 意 見 書

受理番号 104-18		学校 高等学校		教科 商業	種目 観光ビジネス	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
48	155	囲み	「構成遺産」の脚注「すべてを見るには、複数回訪ねる必要がある。」	生徒にとって理解し難い表現である。 (断定的過ぎて理解し難い。)	3-(3)	
49	157	10 - 33	「地域資源の組み合わせで課題を解決するカードゲーム」の全体	主たる記述と適切に関連付けて扱われていない。	2-(13)	
50	158 - 165		「実習」「地域の活性化と観光まちづくりの実践」の全体	生徒が自ら活動を行えるよう適切な配慮がされていない。	2-(14)	
51	裏見返 4		表題の「SDGs」のルビの「エスディー ジーエス」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (一般的な表現だと誤解する。)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検 定 意 見 書

受理番号 104-19		学校 高等学校		教科 商業	種目 観光ビジネス	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
1	表見返 ③	囲み	「年中行事」の「秋田県・大仙町」の「大仙町」	不正確である。	3-(1)	
2	表見返 ④	囲み	「祐徳稲荷神社」の説明文「京都府の「伏見稲荷大社」, 茨城県の「笠間稲荷神社」とともに, 「日本三大稲荷」と呼ばれている。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (断定的で誤解する。)	3-(3)	
3	表見返 ⑥	囲み	「ホテル」の全体	生徒にとって理解し難い表現である。 (表題と説明文の関係が分からない。)	3-(3)	
4	表見返 ⑦	囲み	「日本の観光のはじまり」の全体	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (記述以外の考えが無いかのように読める。)	3-(3)	
5	2	2 - 8	「(1) 日常生活圏と旅行」の全体	生徒にとって理解し難い表現である。 (2ページ囲み「観光」の定義と整理されておらず理解し難い。)	3-(3)	
6	2	囲み	「「観光」の定義」の左囲みの「日常生活圏内」	表記が不統一である。 (2ページ4行目「日常生活圏」。)	3-(4)	
7	3	側注⑧	3行目から4行目「伝統文化の崩壊」 以下, 7ページ10行目「伝統文化の破壊」, 36ページ5行目「伝統文化が損なわれ」も同様。	生徒にとって理解し難い表現である。 (観光と伝統文化の崩壊等の関係が分からない。)	3-(3)	
8	5	表	「サービスの特性」の「具体例」の全体	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (5ページの「サービスの特性」の表に示す「特性」の全てに当てはまるかのように読める。)	3-(3)	
9	6	2 - 4	消費者が自身のニーズやウォンツを満たすために商品やサービスを購入・使用・処分するさいの意思決定の過程と一連の行動を消費行動(消費者行動)という。	不正確である。	3-(1)	
10	6	8	「高度経済成長期」の側注番号「①」	誤記である。	3-(2)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検 定 意 見 書

受理番号 104-19		学校 高等学校		教科 商業	種目 観光ビジネス	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
11	14	5 - 6	世界的に極めて高い価値を持つものは…登録されている。 以下、14ページ側注②の全体、16ページ7行目から8行目「世界的に極めて高	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約の趣旨に照らして誤解する。)	3-(3)	
			い価値を持つものは…登録されている。」、側注④の全体、18ページ9行目から10行目「世界的に極めて高い価値を持つものは…登録されている。」も同様。			
12	16	3 - 5	人類が日本列島に移住してきた約10万年前の旧石器時代から続く長い歴史がある日本では	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (学説状況に照らして誤解する。)	3-(3)	
13	16	6 - 7	これらの歴史遺産は、国や地方自治体が指定・登録する有形文化財や伝統的建造物群などとして保護され	不正確である。	3-(1)	
14	16 - 17	20 - 1	日本特有の美意識として、「大きく力強い人工的な姿」よりも、「小さくまとまった自然の姿」を好む傾向があるといわれている。	生徒にとって理解し難い表現である。	3-(3)	
15	17	側注③	ダークツーリズム(p. 119)という。	生徒にとって理解し難い表現である。 (本文との関係が理解し難い。)	3-(3)	
16	19	13	「観光公害」及び19ページ側注②、36ページ3行目「オーバーツーリズム」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (観光公害とオーバーツーリズムについて誤解する。)	3-(3)	
17	20	2 - 4	伝統行事とは、農作物の豊作や集落の安全などを祈願したり、感謝したりするために季節の節目におこなわれる伝統的な地域行事のことをいう。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (断定的で誤解する。)	3-(3)	
18	20	5 - 6	日本では、季節や人生の節目には災いが起こりやすく	生徒にとって理解し難い表現である。	3-(3)	
19	20	9 - 10	世界的に極めて高い価値を持つものは、UNESCOの無形文化遺産に登録されている。 以下、28ページ9行目から10行目も同	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (無形文化遺産の保護に関する条約の趣旨に照らして誤解する。)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検 定 意 見 書

受理番号 104-19		学校 高等学校		教科 商業	種目 観光ビジネス	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
			様。			
20	21	6 - 8	これは、人々に衣食住や人間関係に恵まれた生活があたり前の存在ではないことに気づかせ、幸福を実感させる機能がある。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (断定的で誤解する。)	3-(3)	
21	22	8 - 9	特に高い価値を持つものは国宝や重要文化財などとして保護されている。 以下、26ページ10行目から13行目「こうした風習のうち…無形民俗文化財な	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (国宝、重要文化財、無形民俗文化財、日本遺産の制度等に照らして誤解する。)	3-(3)	
			どとして保護され…日本遺産に登録されている。」も同様。			
22	27	側注②	5行目から6行目「社会参加がより一層が進む」の「一層が」の「が」	誤記である。	3-(2)	
23	28	側注④	このように、人や社会、環境に配慮した消費行動をエンカル消費(倫理的消費)という。	生徒にとって理解し難い表現である。 (本文との関係が分からない。)	3-(3)	
24	32	囲み	「観光資源を活用した取り組み」の説明文の7行目「有名司会者のテレビ番組」 以下、32ページ囲み「景勝地を通じた	生徒にとって理解し難い表現である。	3-(3)	
			人とのかわり」の説明文の3行目から4行目「超巨大インターネット空間の仮想世界を舞台に、少女の成長を描いたアニメーション映画」も同様。			
25	34	側注●	イギリスの社会学者…重点が置かれている。	主たる記述と適切に関連付けて扱われていない。	2-(13)	
26	34	側注●	13行目から15行目「現代の観光では、この「まなざし」をデザインすることに重点が置かれている。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (断定的で誤解する。)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検 定 意 見 書

受理番号 104-19		学校 高等学校		教科 商業	種目 観光ビジネス	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
27	42	6 - 7	国策として観光の振興がとりあげられたのは、2003（平成15）年の…施政方針演説からで	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （2003年までは国策として観光の振興が行われていなかったかのように誤解する。）	3-(3)	
28	42	9	2007（平成19）年に観光立国推進基本法が制定された。  以下、42ページ10行目から11行目「この法律が制定された1年後」、44ページ3行目から4行目「1980（昭和55）年に…制定されている。」、115ページ12行目から13行目「2008（平成20）年…が制定されている。」も同様。	生徒にとって理解し難い表現である。 （「制定」の定義が分からない。）	3-(3)	
29	43	囲み	「ワーケーション」の2行目「2020（令和3）年」	誤記である。	3-(2)	
30	46	囲み	「観光協会の法人形態」のグラフの全体	生徒にとって理解し難いグラフである。 （単位。）	3-(3)	
31	50	21	観光立国推進法	表記が不統一である。 （42ページ9行目「観光立国推進基本法」。）	3-(4)	
32	52	2 - 3	観光ビジネスは、主に観光の媒介と、観光の対象のうち観光施設に多くの機会がある。	生徒にとって理解し難い表現である。	3-(3)	
33	52	囲み	「観光ビジネスの分類」の「観光施設」の全体	生徒にとって理解し難い表現である。 （12ページ12行目から18行目及び側注③に示す内容に照らして理解し難い。）	3-(3)	
34	55	11 - 15	「1. 募集型企画旅行」の全体	生徒にとって理解し難い表現である。 （全体が整理されておらず理解し難い。）	3-(3)	
35	55	囲み	5行目「サ旅御朱印帳」  以下、61ページ囲み写真「A」及び「B」の「旅くじ」、81ページ囲み写真「A」の「GOODS DRIVE」、87ページ囲み	特定の営利企業、商品等の宣伝になるおそれがある。	2-(7)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検 定 意 見 書

受理番号 104-19		学校 高等学校		教科 商業	種目 観光ビジネス	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
			3行目「御座候」, 129ページ囲み写真「A」の説明文「Nakamura Osamu」, 写真「B」の説明文「Yanagi Ayumi」, 裏見返⑨上囲み写真の説明文「(@gran_colina)」も同様。			
36	57	18	旅行業が倒産などしてしまった	生徒にとって理解し難い表現である。	3-(3)	
37	57	側注	吹き出し「話し合ってみよう!」の全体	生徒にとって理解し難い表現である。 (「旅行に関わる資格」「民間資格」)	3-(3)	
38	60	10	飛行機を操縦して, 乗客を目的地まで無事に送り届ける存在のこと。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (航空会社のパイロットの業務が記述の内容のみであるかのように誤解する。)	3-(3)	
39	60	12 - 13	乗客へ食事や飲料を運ぶ接客サービスのほか, 緊急時には乗客を安全に生還させる重要な役割を担っている。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (航空会社の客室乗務員の業務が記述の内容のみであるかのように誤解する。)	3-(3)	
40	62	側注①	1行目「鉄道や新幹線が鉄道」	生徒にとって理解し難い表現である。	3-(3)	
41	63	囲み	「乗ること自体を楽しむ鉄道」の1行目から2行目「従来, 鉄道などの交通サービスは目的地に到達するための手段であり, 移動それ自体が目的とされることはあまりなかった。」	生徒にとって理解し難い表現である。	3-(3)	
42	65	18 - 20	バスやタクシーの運行のように, 一般旅客自動車運送事業を営もうとする者は, 国土交通大臣の許可を受けなければならない	生徒にとって理解し難い表現である。 (タクシーと一般旅客自動車運送事業の説明が不足しており理解し難い。)	3-(3)	
43	66	5 - 6	乗船できる定員は12人以上と定められており	不正確である。	3-(1)	
44	66	11 - 12	旅客船の業務は, 最高責任者である船長のもと, 大きく運航部門とホテル部門に分けられる。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (全ての旅客船の業務が記述の内容であるかのように誤解する。)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検 定 意 見 書

受理番号 104-19		学校 高等学校		教科 商業	種目 観光ビジネス	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
45	67	6 - 8	スロットマシン、ルーレット、カードゲームなどのカジノゲームや…といったエンターテインメントの企画や準備をおこなう。	生徒にとって理解し難い表現である。 (日本のカジノゲームの規制について説明が不足しており理解し難い。)	3-(3)	
46	68	2 - 3	宿泊業とは、遠隔地を訪れた人に…さまざまなサービスを提供するビジネスである。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (宿泊業の対象者を誤解する。)	3-(3)	
47	70	13	ドアパーソン	表記が不統一である。 (69ページ囲み「ホテルと旅館の主な違い」の表の「ホテル」の「サービス」の「ドアマン」。)	3-(4)	
48	70	14	宿泊客を出迎えて、自動車やホテルのドアを開ける。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (ホテルのドアパーソンの業務が記述の内容のみであるかのように読める。)	3-(3)	
49	70	18	ベルパーソン	表記が不統一である。 (69ページ囲み「ホテルと旅館の主な違い」の表の「ホテル」の「サービス」の「ベルボーイ」。)	3-(4)	
50	72	18	仲居 以下、72ページ19行目、92ページ14行目、15行目、93ページ6行目も同様。	表記が不統一である。 (69ページ囲み「ホテルと旅館の主な違い」の表の「旅館」の「サービス」の「客室係」。)	3-(4)	
51	76	3 - 5	観光においては、観光客に「ここを訪れたい」とうまく思わせて、実際に観光地を訪れる観光客を増やすことができればマーケティングは成功したといえる。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (観光におけるマーケティングの成功について。)	3-(3)	
52	76 - 77	6 - 19	具体的にマーケティングを展開する場合には…情報発信が必要になる。	相互に矛盾している。 (126ページ17行目から127ページ23行目の「2 観光商品の企画」の全体。)	3-(1)	
53	79	12	「弱み」と「脅威」重なってしまったときに	脱字である。	3-(2)	
54	79	囲み	「クロスSWOT分析の例」の「弱点強化戦略」の説明文の全体。	生徒にとって理解し難い表現である。 (「機会」と「弱み」の記述との関係が分からない。)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検 定 意 見 書

受理番号 104-19		学校 高等学校		教科 商業	種目 観光ビジネス	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
55	79	囲み	「クロスSWOT分析の例」の「差別化戦略」の説明文の全体。	生徒にとって理解し難い表現である。 (「強み」の記述との関係が分からない。)	3-(3)	
56	80	4 - 6	埼玉県の新潟市が東京都から土日に観光客を招き入れるという戦略を考えたとき、何もしなければ観光客が新潟市を訪れることはない。	生徒にとって理解し難い表現である。	3-(3)	
57	83	1 - 2	年配層のレポート観光客と若年層の新規顧客 以下、83ページ3行目、5行目も同様。	生徒にとって理解し難い表現である。 (「観光客」と「顧客」の関係。)	3-(3)	
58	84 - 85		「⑧観光情報の媒体」「⑩観光キャンペーンの課題」の全体	生徒にとって理解し難い表現である。 (「コスト」「予算」についての説明が不足しており理解し難い。)	3-(3)	
59	85	側注②	1行目から3行目「日本の主要な六つの旅客鉄道会社がさまざまな地域や旅行会社などと協力し」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「デステーションキャンペーン」の主体について誤解する。)	3-(3)	
60	88	囲み	「訪日外国人旅行者に関する統計」の全体	生徒が誤解するおそれのあるグラフである。 (訪日外国人旅行者の状況について誤解する。)	3-(3)	
61	89	1 - 10	「中国の文化や習慣」の全体	題材の選択が特定の国に偏っており、全体として調和がとれていない。	2-(5)	
62	89	囲み	「温泉の入り方」の3行目から4行目「多くの訪日外国人旅行者にとって、他人と一緒に温泉に入る習慣や文化はない。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (断定的で誤解する。)	3-(3)	
63	91	側注②	「冷たい麦茶が飲みたい」というウォンツを提示された場合…「裏山から湧く清水」で代えることも可能である。	生徒にとって理解し難い表現である。	3-(3)	
64	91	囲み	「ホスピタリティを感じられる対応礼」の「礼」	誤記である。	3-(2)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検 定 意 見 書

受理番号 104-19		学校 高等学校		教科 商業	種目 観光ビジネス	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
65	91	囲み	「ホスピタリティを感じられる対応礼：好物のシャーベット」の全体	生徒にとって理解し難い表現である。 (説明が不足しており理解し難い。)	3-(3)	
66	93	側注●	3行目から5行目「宿泊客のお見送りを特に大事にしている。顧客に「また利用したい」と思ってもらえるよう」	生徒にとって理解し難い表現である。 (「宿泊客」と「顧客」の関係。)	3-(3)	
67	97	囲み	「接客用語」の左表の「接客用語」の1行目「お客さま」	表記が不統一である。 (96ページ11行目「お客様」。)	3-(4)	
68	98	囲み	「身だしなみの例」の右囲み「指輪、ピアス、イヤリングなどは外す。」 以下、99ページ5行目から6行目「指輪やピアス…すべて外す。」も同様。	生徒にとって理解し難い表現である。 (98ページ側注●、99ページ側注②の記述との関係。)	3-(3)	
69	99	側注③	名札が斜めになっていると、それだけで宿泊客の印象を悪くする。	生徒にとって理解し難い表現である。	3-(3)	
70	101	7	身体を45度ほど倒して 以下、101ページ9行目「手の指の第2関節までを床につけ」、10行目「30cmから40cm程度」も同様。	生徒にとって理解し難い表現である。 (101ページ囲み「座礼の種類」に示す内容と対応しておらず理解し難い。)	3-(3)	
71	101	側注①	頭を下げている時間が長いほど気持ちが深いことを表すので、お礼や謝罪の気持ちが深いほど頭を長く下げることになる。	生徒にとって理解し難い表現である。	3-(3)	
72	102	2 - 4	飲食における接客には、テーブルのセッティングから料理の配膳、後片付けまで幅広い業務が含まれるが、ここではトレイ（お盆）の持ち方や皿やグラスの出し方などを中心に学習する。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (飲食の接客が記述の内容のみであるかのように誤解する。)	3-(3)	
73	103	17 - 18	グラスの準備段階から取り扱いに注意し、指紋がつくような持ち方をしないようにする。	生徒にとって理解し難い表現である。 (説明が不足しており理解し難い。)	3-(3)	
74	103	側注①	1行目から3行目「左から料理を提供するのは極めて難しいため」	生徒にとって理解し難い表現である。 (説明が不足しており理解し難い。)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検 定 意 見 書

受理番号 104-19		学校 高等学校		教科 商業	種目 観光ビジネス	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
75	103	囲み	「ベジタリアン・ヴィーガンへの対応」の7行目「ヴィーガン」、写真の説明文の「ヴィーガン」	生徒にとって理解し難い表現である。 (表題に照らして説明が不足している。)	3-(3)	
76	111	10 - 11	その結果、小布施町は年間約120万人の観光客が訪れる人気の観光地となり、地域活性化を成功させている。	生徒にとって理解し難い表現である。 (110ページ20行目から21行目「地域活性化とは、その地域が経済的に潤ったり…持続的に発展することをいう。」ことに関する説明が不足しており理解し難い。)	3-(3)	
77	112	12	定住人口とも関係人口とも異なる、関係人口である。	生徒にとって理解し難い表現である。	3-(3)	
78	117	14 - 15	香川県では、讃岐うどんを観光資源としたフードツーリズムを促進しており、うどんを提供する店舗の数は日本一となっている。	不正確である。	3-(1)	
79	119	3 - 6	ダークツーリズムでは…主な目的としている。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (ダークツーリズムの目的が記述の内容のみであるかのように誤解する。)	3-(3)	
80	124	16 - 17	収集したデータと仮説に矛盾がなければ、調査報告書を作成する。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (断定的で誤解する。)	3-(3)	
81	125	2 - 5	地域ブランドのあるべき姿を言語化したものをブランドコンセプトという。調査・分析をおこなって地域の現状を把握したあとは、その結論をブランドコンセプトに高めて	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (ブランドコンセプトについて誤解する。)	3-(3)	
82	125	囲み	「観光に関連するコンテスト」の全体	生徒にとって理解し難い表現である。 (122ページから125ページの内容との関係、「代表的なコンテスト」の定義。)	3-(3)	
83	127	10 - 11	ほかの観光地における同種の観光商品などの価格やさまざまな費用を調査して、適正な価格を設定する。  以下、127ページ側注③、側注④の全	生徒にとって理解し難い表現である。 (説明が不足しており理解し難い。)	3-(3)	
			体も同様。			

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。



## 検 定 意 見 書

受理番号 104-20		学校 高等学校		教科 商業	種目 ビジネ法規	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
1	表見返 3	囲み	「12歳」の「小学校の義務教育が一応終了。」	生徒にとって理解し難い表現である。 (「一応終了」)	3-(3)	
2	5 - 238		第1章から第7章の全体	学習指導要領に示す内容の取扱いに照らして、扱いが不適切である。 (内容の取扱い(1)のアの「考察や討論を行う学習活動を通して、ビジネスに関する法規について理解を深めることができるようにすること。」)	2-(1)	
3	6	12 - 14	道徳や慣習などに従わなかった者は、良心に責められて苦しむとか、仲間からつまはじきにされるといったことだけですむ。	生徒にとって理解し難い表現である。	3-(3)	
4	11	14	公私混合法 以下、11ページ図「公法・私法・公私混合法の一例」の「公私混合法」、269ページ左段14行目も同様。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (記述の法律用語があるかのように誤解する。)	3-(3)	
5	20	23	民4～19	不正確である。	3-(1)	
6	47	12 - 14	そのため、育成者権を取得するには…品種名称の付与…の要件をそなえることが必要である。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (育成者権の取得の要件について誤解する。)	3-(3)	
7	62	30	善意無過失 以下、260ページ左段34行目、270ページ左段19行目も同様。	表記が不統一である。 (64ページ11行目「善意・無過失」。)	3-(4)	
8	133	8 - 9	企業の内容の開示(金融商品取引法2の2以下)	不正確である。	3-(1)	
9	142	2 - 5	5万円以下の資金の移動に係る為替取引のみを業とする第二種資金移動業、100万円以下の資金の移動に係る為替取引のみを業とする第三種資金移動業(第二種資金移動業を除く)	不正確である。	3-(1)	
10	148	上図	矢印上「B会社の株主の保有するA会社株式」	生徒にとって理解し難い表現である。 (148ページ7行目から10行目「それまでB会社(完全子会社となる会社)の株主であった者が、その保有する株式の全部を完全親会社となる会社A会社に移転して、」の内容と異なり理解し難い。)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検 定 意 見 書

受理番号 104-20		学校 高等学校		教科 商業	種目 ビジネス法規	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
11	160	17 - 18	内部告発は、組織の結束を弱めることにつながるとの問題もあるが	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (公益通報制度による内部告発が問題であるかのように読める。)	3-(3)	
12	172	4 - 14	労働にかかわる…が設けられている。	不正確である。	3-(1)	
13	194	囲み	「個人情報保護15～18・35」, 「個人情報保護19～26」, 「個人情報保護27～32」, 「個人情報保護36」  以下, 194ページ15行目「個人情報保	不正確である。	3-(1)	
			護37」, 16行目「個人情報保護38」, 17行目「個人情報保護39」, 195ページ6行目から7行目「個人情報保護42」, 7行目から8行目「個人情報保護82～88」, 10行目「個人情報保護40」, 11			
			行目「個人情報保護41」も同様。			
14	218	表	「1 国税と地方税」の表の「地方税」の「道府県税」「道府県民税」「市町村税」「市町村民税」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (東京都は地方税が無いかのように誤解する。)	3-(3)	
15	223	8 - 9	税の景気調整目的の観点から日本経済にどのように影響したか	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (消費税の税率の引き上げが景気調整のために行われたかのように誤解する。)	3-(3)	
16	224	側注	「財務諸表」の「財務諸表とは、企業の経営活動の結果などを記載した報告書で、期間をくぎって会計基準にもとづいて作成される。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (会計基準のみに基づいて作成されると誤解する。)	3-(3)	
17	229	9 - 10	年800万円をこえる部分の所得金額に対しては19%の税率が適用される。	不正確である。	3-(1)	
18	232	囲み	「製造業者A」, 「卸売業者B」, 「消費者D」のイラスト	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (野菜の消費税率が10%であるかのように誤解する。)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。



## 検 定 意 見 書

受理番号 104-21		学校 高等学校		教科 商業	種目 ビジネス法規	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
1	1 - 223		第1章から第5章の全体	学習指導要領に示す内容の取扱いに照らして、扱いが不適切である。 (内容の取扱い(1)のアの「考察や討論を行う学習活動を通して、ビジネスに関する法規について理解を深めることができるようにすること。」)	2-(1)	
2	4	囲み	「Point」の2行目「ビジネス法」	表記が不統一である。 (5ページ5行目「ビジネス法規」。)	3-(4)	
3	6	11 - 13	条例・規則は…地方公共団体の長が制定する成文法を規則という。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (規則の制定主体を誤解する。)	3-(3)	
4	8	1	公私混合法 以下、8ページ16行目、9ページ側注の上図、32ページ7行目、231ページ右段3行目も同様。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (記述の法律用語があるかのように誤解する。)	3-(3)	
5	9	18	債権契約に関する規定(民399~696)	生徒にとって理解し難い表現である。 (民法の条文との関係。)	3-(3)	
6	10	囲み	「Point」の2行目から3行目「家族法は…知っておこう。」 以下、10ページ囲み「どうなるのかな?」の全体、10ページ8行目から11ページ29行目の「親族法と相続法」の全体、10ページ側注①の全体、11ページ側注①②③④⑤の全体、11ページ囲み「なるほど!」の全体も同様。	学習指導要領に示す内容に照らして、扱いが不適切である。 (内容の全体)	2-(1)	
7	12	囲み	「どうなるのかな?」の全体 以下、13ページ囲み「なるほど!」の全体、212ページ囲み「どうなるのかな?」の全体も同様。	学習指導要領に示す内容に照らして、扱いが不適切である。	2-(1)	
8	38	囲み	「どうなるのかな?」の図の左下「大屋さん」	表記が不統一である。 (38ページ囲み「どうなるのかな?」の3行目「大屋さん」。)	3-(4)	
9	40	囲み	「どうなるのかな?」の図の矢印の「賃金」	生徒にとって理解し難い表現である。	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検 定 意 見 書

受理番号 104-21		学校 高等学校		教科 商業	種目 ビジネス法規	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
10	43	12	「夫A」「妻B」 以下、43ページ22行目「妻B」も同様。	生徒にとって理解し難い表現である。 (43ページ12行目以降の「A」「B」との関係が分からない。)	3-(3)	
11	45	囲み	「なるほど!」の3行目「(善意・無過失)」	生徒にとって理解し難い表現である。 (43ページ側注①との関係。)	3-(3)	
12	46	囲み	「どうなるのかな?」の「②」の「代理人D」から「Y」への矢印	生徒にとって理解し難い表現である。 (「代理人D」から「Y」に代金を支払う理由が分からない。)	3-(3)	
13	67	24	借地借家38② 以下、67ページ27行目「借地借家38⑤」, 囲み「なるほど!」の4行目から5行目 「借地借家38⑤」, 側注④「借地	不正確である。	3-(1)	
			借家38③」, 側注⑤「借地借家38④」も同様。			
14	77	側注	「抵当権の特徴」の「②」の「当期」	誤記である。	3-(2)	
15	78	囲み	「どうなるのかな?」の「C社」から「A社」の矢印の「100万円」	生徒にとって理解し難い表現である。 (説明が無く理解し難い。)	3-(3)	
16	84	側注①	10行目から11行目「付属的商行為」の「付」	誤記である。	3-(2)	
17	110	表題	資本と経営の分離	表記が不統一である。 (110ページ1行目「所有(資本)と経営の分離」。)	3-(4)	
18	117	2 - 4	取締役会設置会社において、取締役の数が6人以上であり、取締役のうち1人以上が社外取締役である場合には、あらかじめ3人以上の取締役を選定することができる。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (全ての取締役会設置会社であるかのように読める。)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検 定 意 見 書

受理番号 104-21		学校 高等学校		教科 商業	種目 ビジネス法規	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
19	128	側注③	金融商品の販売等に関する法律	不正確である。	3-(1)	
20	129	25	金販 3 以下, 129ページ26行目から27行目「金販 5」, 27行目「金販 6 ①」も同様。	不正確である。	3-(1)	
21	131	2	利第二種金融取引業	誤記である。	3-(2)	
22	131	側注②	有価証券の性質を有したデジタルデータ。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (全てのトークンに有価証券の性質があるかのように読める。)	3-(3)	
23	131	側注	「ICOに適用されるルールが不明確」の図の全体	生徒にとって理解し難い表現である。 (図の表題と図に示す内容の関係が分からない。)	3-(3)	
24	135	側注③	主務大臣とは, 法務大臣および内閣総理大臣(金融庁長官)のことをいう。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (一般的な主務大臣の説明と誤解する。)	3-(3)	
25	138	側注②	7行目から8行目「子会社の総資産額の半分以上」	生徒にとって理解し難い表現である。 (独占禁止法に照らして。)	3-(3)	
26	156	6 - 7	「地方税は…市町村税に分けられる。」の「市町村税」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (市町村のみであるかのように読める。)	3-(3)	
27	157	9	地方自治体	表記が不統一である。 (156ページ3行目「地方公共団体」。)	3-(4)	
28	165	囲み	「なるほど!」の全体	生徒にとって理解し難い表現である。 (164ページ囲み「どうなるのかな?」に示す内容との関係が分からない。)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検 定 意 見 書

受理番号 104-21		学校 高等学校		教科 商業	種目 ビジネス法規	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
29	166	囲み	「どうなるのかな？」の全体	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (資金繰りが悪化すると消費税の還付を早く受けられると誤解する。)	3-(3)	
30	169	1	( ③ 公平)	脱字である。	3-(2)	
31	173	囲み	「なるほど！」の1行目「食品表示法(平25, 法70)に違反している」	生徒にとって理解し難い表現である。 (説明が不足しており理解し難い。)	3-(3)	
32	180	2 - 3	就業規則とは、企業内部のルール(学校の校則のようなもの)である。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (法律上の位置付けについて誤解する。)	3-(3)	
33	181	側注	図の「【原因・自由】」の「自由」	誤記である。	3-(2)	
34	184	6 - 7	正社員になれず、フリーターやニートになる若者が増加して、雇用形態が多様化することとなった。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (ニートが雇用形態であるかのように読める。)	3-(3)	
35	184	側注③	契約社員、派遣社員…生計を立てている人をいう。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (フリーターについて誤解する。)	3-(3)	
36	187	8	割増賃金が認められ、割増賃金が認められる。	生徒にとって理解し難い表現である。	3-(3)	
37	187	側注②	4行目「労基30の4」	不正確である。	3-(1)	
38	190	側注②	8行目から9行目「消契4④」	不正確である。	3-(1)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検 定 意 見 書

受理番号 104-21		学校 高等学校		教科 商業	種目 ビジネス法規	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
39	193	22 - 26	通信販売のクーリングオフは…できる (特商15の3①)。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (クーリングオフの制度について誤解する。)	3-(3)	
40	200	11	個人情報2⑤ 以下、200ページ14行目「個人情報15」, 16行目「個人情報28①」, 側注②「個人情報2④I」, 側注③「個人情報2⑤」, 200ページから201ページの側注④「個人情報2⑦」も同様。	不正確である。	3-(1)	
41	201	側注④	6行目「不競4～10」	不正確である。	3-(1)	
42	221	囲み	「なるほど!」の5行目から6行目「外国人労働者の増加による…問題なども起こる。」	生徒にとって理解し難い表現である。	3-(3)	
43	228	18	読点	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (読点のみであるかのように読める。)	3-(3)	
44	229	囲み	「訴状」の「第1 請求の趣旨」の「1」の「年5分」	生徒にとって理解し難い表現である。 (229ページ囲み「訴状」の「第2 請求の原因」の「3」では「年3分」としており異なる理由が分からない。)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検 定 意 見 書

受理番号 104-29		学校 高等学校		教科 商業	種目 ネットワーク活用	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
1	4	中	第5章 第2節 ネットショップの開店準備 1 ネットショップサイトを開店するまでの手順…186 2 ネットショップサイトの開店に	相互に矛盾している。	3-(1)	
			向けた考察…197 (以下 186ページ 第2節 電子商取引サイトの開店準備 1 電子商取引サイトを開店するまでの手順			
			197ページ 2 電子商取引サイトオープンに向けた考察)			
2	20	22 - 23	意匠権は、特許庁に登録された日から最長で25年間保護される。	不正確である。 (登録された日)	3-(1)	
3	20	側注5	⑤意匠権の保護期間 最初の登録時は、出願後3年間保護される。その後は1年ごとに登録する必要がある、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (最初の3年間は何もしなくてよいと誤解する。)	3-(3)	
4	25	側注2	ステルスマーケット	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (そのような市場があると誤解する。)	3-(3)	
5	39	3 - 4	1インチ (…)あたりの画像の画素数を解像度といい、横の画素数×縦の画素数であらわす。 (以下 中図 解像度 8×8 …	相互に矛盾している。 (2次元か1次元か)	3-(1)	
			46ページ 6行 解像度は72ppiから96ppi)			
6	80	23 - 26	Web標準とは、…W3Cの勧告に準拠したWebページのことをさし、…Web制作に関する技術仕様やガイドラインは、W3CをはじめとするWeb標準化団体によって定められている。	不正確である。 (W3Cの役割)	3-(1)	
7	83	17 - 18	(1) シングルカラムレイアウト サイトコンテンツを設けず、	生徒にとって理解し難い表現である。 (サイトコンテンツ)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検 定 意 見 書

受理番号 104-29		学校 高等学校		教科 商業	種目 ネットワーク活用	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
8	92	22	<meta name="keyword" … (以下 138ページ15行)	脱字である。 (keyword)	3-(2)	
9	105	7	info@dramatic_shop.co.jp (以下 106,107ページ)	特定の団体の宣伝になるおそれがある。	2-(7)	
10	107	8 - 9	mailto以降に、入力データの送信先 (URLやメールアドレス) を指定する。	不正確である。 (mailto以降にURL)	3-(1)	
11	109	15	smtp_server=smtp. mail.com	特定の団体の宣伝になるおそれがある。	2-(7)	
12	109	18	携帯電話番号を登録しているアカウントは, (以下 22行 携帯電話番号を登録していないアカウントは, )	生徒にとって理解し難い表現である。 (XAMPPの設定と携帯電話番号の関係)	3-(3)	
13	138	中囲み	HTMLファイルの穴埋め <html> ( ① ) ( ② ) </head> …	不正確である。 (空欄が二つ続くと、答えが一意に決まらない。)	3-(1)	
14	143	側注1	社内LANなどのローカルなネットワークであれば、A社内LANとB社内LANに同じ数値があってもよい。	不正確である。 (LAN内でグローバルIPアドレスを使う場合もある。)	3-(1)	
15	150	上図	BからFに設定されているIPアドレスに対してのトラフィックは、セグメント1のほかのPCにも送信されるが… (以下 PC A, PC E への矢印)	誤りである。 (不要な矢印)	3-(1)	
16	156	側注1	URLで「〇〇://」の部分のことで (以下 下図 https:// スキーム )	不正確である。 (スキームの範囲)	3-(1)	
17	157	右上図	このままでは識別できないね。 →これなら識別できるわね。 (以下 11-13行 これにより、…、ドメインによって識別することが可能となる。)	不正確である。 (ドメインが無くても、一意なIPアドレスがあるので、識別は可能である。)	3-(1)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検 定 意 見 書

受理番号 104-29		学校 高等学校		教科 商業	種目 ネットワーク活用	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
18	165	5 - 6	不正アクセスとは、…不正アクセス行為や、不正アクセスを助長する行為である。ハッキングとも呼ばれ、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (不正アクセスとハッキングが同一であると誤解する。)	3-(3)	
19	167	5	以下の五つの評価項目をもとに、信頼性を判断する。 (以下 表)	生徒にとって理解し難い表現である。 (信頼性の判断に、信頼性を用いている。)	3-(3)	
20	170	25 - 26	「…、発注者間の物品、サービス、情報、金銭の交換」をいう。	脱字である。 (発注者間)	3-(2)	
21	171	左下図	日本におけるインターネット利用状況 2019年 89.8%	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (出典の注釈を説明していない。)	3-(3)	
22	176	側注2	正式名称は、「電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律」という。	不正確である。 (名称変更)	3-(1)	
23	181	11 - 12	センサー (以下 9ページ8行 センサ)	表記が不統一である。	3-(4)	
24	183	11	Secure Socket Layer	不正確である。 (Socket)	3-(1)	
25	211	26	密がいっぱいりんご	誤記である。	3-(2)	
26	236	中	内消費税(¥254) (以下 235ページ右上図 内消費税 (¥294))	相互に矛盾している。	3-(1)	
27	237	上図	受注金額 ¥3,210 (以下 下図 総合計金額(円) ¥3,210 236ページ中 お支払い金額: ¥3,240)	相互に矛盾している。	3-(1)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検 定 意 見 書

受理番号 104-29		学校 高等学校		教科 商業	種目 ネットワーク活用	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
28	240	側注2	②自社の商品を知らない人が、同じ話題へ関心を持つユーザーにリサーチしやすくなる。	生徒にとって理解し難い表現である。 (「自社の商品を知らない人」「ユーザーにリサーチ」)	3-(3)	
29	244	下図	RPA	生徒にとって理解し難い表現である。 (説明が無く理解し難い。)	3-(3)	
30	裏見返 4	上表	script要素 書き方 <script scr="ファイル名">	誤記である。	3-(2)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検 定 意 見 書

受理番号 104-30		学校 高等学校		教科 商業	種目 ネットワーク活用	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
1	22	4 - 5	電子契約法とは、「電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律」の略であり、	不正確である。 (名称変更)	3-(1)	
2	31	側注	・IP(…)：ネットワーク上の機器にIPアドレスという住所のようなものを割りあてるためのプロトコル。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (割りあてるためのプロトコル)	3-(3)	
3	32	上囲み	219.127.70.149	特定の営利企業の宣伝になるおそれがある。	2-(7)	
4	34	中図	インターネット利用率(%) 2019年 89.8	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (出典の注釈を説明していない。)	3-(3)	
5	37	上表	ファイルサーバ 一般的に、FTPというプロトコルを使用する。	不正確である。 (FTP)	3-(1)	
6	49	下図	PLCアダプタの使用例 PCモデム(2か所)	相互に矛盾している。	3-(1)	
7	87	側注	原音の周波数の2倍以上の標本化周波数で標本化することが必要である。	不正確である。 (2倍以上)	3-(1)	
8	114	20 - 29	SEOは、内部対策と外部対策に分けられる。 a. 内部対策 … b. 外部対策	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「不正行為」がSEOの一つであると誤解する。)	3-(3)	
			… c. 不正行為			
9	156	14 - 15	この例題の「window.alert("ようこそ!");」は、…、「("ようこそ!")」が引数となる。	不正確である。 (引数の範囲)	3-(1)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検 定 意 見 書

受理番号 104-30		学校 高等学校		教科 商業	種目 ネットワーク活用	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
10	160	13 - 14	2013年から2020年までの間に、企業・個人間の電子取引市場規模は下図のとおり増加してきている。	不正確である。 (2020年)	3-(1)	
11	177	上囲み	<pre> &lt;p&gt;…&lt;/p&gt; &lt;select name="age"&gt; &lt;option …&gt; … &lt;/select&gt; </pre>	不正確である。 (</form>)	3-(1)	
			</form>			

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検 定 意 見 書

受理番号 104-31		学校 高等学校		教科 商業	種目 ネットワーク管理	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
1	表見返 1	左中	情報共有ツール 表現しづらい	誤記である。	3-(2)	
2	3	下	検定・資格に役立つ関連語句……134 (以下 134ページ1行 検定・資格試験に役立つ関連語句)	表記が不統一である。	3-(4)	
3	11	8 - 9	サポートツールことで、	脱字である。	3-(2)	
4	43	7 - 8	TCP/IPのネットワーク層 (以下 31ページ中図 ●OSI参照モデル ネットワーク層 ●TCP/IP階層モデル インターネット層)	相互に矛盾している。	3-(1)	
5	45	4 - 6	1秒間に処理できるデータ量を示す指標をスイッチ容量や…といい、 (以下 8-9行 内部的な記憶容量を一般的にスイッチ容量という。)	相互に矛盾している。 (スイッチ容量の定義)	3-(1)	
6	58	13	管視	誤記である。	3-(2)	
7	59	表	ドライブの稼働状況 空き容量やアクセス時間を監視する。 一定の値を下回る場合は～を検討	不正確である。 (アクセス速度が小さい場合は問題ない。)	3-(1)	
8	82	下図	www.aaa.jp	特定の団体の宣伝になるおそれがある。	2-(7)	
9	84	中図	①ターゲットが ④ターゲットユーザーが	表記が不統一である。	3-(4)	
10	96	中表	▼パスワードの文字種と組み合わせ 数字のみ 組み合わせ8桁 10億通り	誤りである。 (10億ではない。)	3-(1)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検 定 意 見 書

受理番号 104-31		学校 高等学校		教科 商業	種目 ネットワーク管理	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
11	105	9 - 10	通過させないパケットを静的なリストに登録してIPパケットの情報と照合する方式 (以下 下図 事前に登録したアドレスやポート番号 などを持つパケットだけを通す。)	生徒にとって理解し難い表現である。 (本文と図で方式が異なっている。)	3-(3)	
12	105	側注2	事前に登録したブラックリストのこと。 登録された通信以外は遮断する。	相互に矛盾している。	3-(1)	
13	120	3 - 5	なお、WEPは～、利用が推奨されないため、WPA2やWPA3に取ってかわっている。	不正確である。 (WEPは～取ってかわっている。)	3-(1)	
14	121	30 - 32	送信者と受信者間のメール送受信の暗号化を実現できる。 (以下 右下図)	相互に矛盾している。 (右下図では、メール暗号化がされていない。)	3-(1)	
15	121	右下図	④電子証明書の生成	誤りである。 (電子証明書)	3-(1)	
16	121	右下図	⑦照合 ⑧電子署名の検証	不正確である。 (順序)	3-(1)	
17	122	中表	「ネットワーク」の行の担当者がすべて「サービス利用者(ユーザー)」	生徒にとって理解し難い図である。 (実際の利用状況)	3-(3)	
18	127	8 - 9	前回フルバックアップしたときからの増加および変更したデータだけを保存する方法を増分バックアップという。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (差分バックアップとの違い)	3-(3)	
19	134	左下囲み	●サイバー空間 ネットワークによって	脱字である。	3-(2)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検 定 意 見 書

受理番号 104-31		学校 高等学校		教科 商業	種目 ネットワーク管理	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
20	138	中上囲み	●CRL 発行した電子証明書を執行したさいに	誤記である。	3-(2)	
21	140	右中	IPS 侵入防止システム (以下 142ページ左中下 侵入防止システム 107ページ8行 侵入防御システム)	表記が不統一である。	3-(4)	
22	143	中右囲み	IDaaS (以下 122ページ18行 IDaaS)	表記が不統一である。	3-(4)	
23	143	右中	SNS利用ポリシー……139 (以下 139ページ中上 SNS利用ポリシー)	表記が不統一である。	3-(4)	
24	裏見返 4	下囲み	復号化 (以下 136ページ右 復号)	表記が不統一である。	3-(4)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。